

特集

納期限を守りましょう！

市では、行政サービスの財源確保のため納期内納付のお願いや徴収体制の強化、滞納者への対処などに取り組んでいます。

問 市・税務課　TEL 42－1804

あなたも差押の対象に!?

市税は、市民の皆さんの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える貴重な財源です。多くの納税者の方が納期限内に納付をされている一方で、ごく一部の方が滞納している状況となっています。

市では、納税者の皆さんの公平性を保つため、納期限内の納付をお願いするとともに、適正な滞納整理に取り組んでいます。

【令和７年度市税の収納率】

税　　目	課税額	収納額	収納率
市道民税	1,011,727 千円	1,006,917 千円	99.5%
固定資産税	733,402 千円	716,246 千円	97.7%
軽自動車税	41,825 千円	41,541 千円	99.3%
法人税	143,570 千円	142,872 千円	99.5%
国民健康保険税	232,481 千円	224,166 千円	96.4%

●市税の納付方法について

近くに金融機関がない、日中納付に行くことができない、うっかり納付をし忘れてしまったなどの理由から滞納につながらないように、市では複数の納付方法を用意しています。

納め忘れをなくしたい ※推奨

口座振替は自動引き落としにより、納め忘れ、納付書の紛失を防止できます。

税務課、市内の金融機関窓口、郵便局にてお申込みください。



自宅で納付したい

スマートフォンからバーコードを利用した電子マネーでの納付が可能です。



窓口で直接納付したい

納付書裏面に記載された指定の金融機関、郵便局、市役所で納付できます。



コンビニで納付したい

市内では、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートで納付できます。



●差押までの流れ

1 納税通知書発送
納税通知書と納付書（口座振替の場合は納税通知書のみ）を発送します。

2 督促状発送
納期限後20日以内に「督促状」を発送します。

3 電話などによる催告
自宅への電話や文書を通じて滞納分の税金について催告をします。

4 財産調査
勤務先・金融機関・保険会社などへ調査を行います。場合によっては自宅へ強制的に捜索を行うこともあります。

5 差押
財産（預貯金・生命保険・不動産・給与・売掛金・動産など）を差し押さえします。

6 換価・配当
差し押さえた財産を公売などで売却し、その代金や差し押さえた預貯金・給与などを税金に充てます。

【令和７年度財産などの差押状況】

差押財産区分	件　数	差押金額
預貯金	30件	5,021千円
給　与	3件	261千円
その他の債権	2件	54千円
合　計	35件	5,336千円



■ 滞納・差押に関わるQ＆A ■

Q 納付したのに督促状が届くのはなぜですか？

A 督促状は地方税法により「納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。」と定められています。そのため、納期限を過ぎてから納付すると、市が納付情報を確認できずに督促状が行き違いで発送されてしまうといったケースが発生します。

Q 滞納をするとどうなるの？

A 納期限から20日ほど経過すると市から督促状が届きます。督促が送達されたにもかかわらず放置すると、市からの催告や、勤務先、金融機関などへの財産調査が実施されます。また、市が提供している行政サービスの申請が通らなくなる場合があります。さらに、滞納をすると延滞金が発生するため、結果として納める税金が高額になる可能性があります。

Q どんな時に差押えされるの？

A 地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合には滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と定められています。ですが、市では滞納者の生活状況によって納付相談に応じ、自主的な納付を促しています。一方で、財産があるのに納付をしない場合や、電話や文書による催告に反応しない場合には厳しく対応し、適切な滞納処分を実施しています。

納付相談はお早めに！

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で税金を納期限までに納めることが困難な場合には、必ず納期限までに市役所税務課収納係までご連絡ください。状況により納付相談に応じています。ただし、納付相談を進めるうえで、申出が事実と異なることが判明した場合や、納付計画が守られないなどの場合には速やかに差押に着手します。

【相談窓口】
市税（市道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の納付について
問 税務課　収納係　　TEL 42-1804

税の収納に関するページ（市ＨＰ）ＱＲ▶